## 本庁舎等整備工事の契約変更について (追加報告)

## 1 主旨

「本庁舎等整備工事の契約変更について」(令和5年12月5日、DX・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会に報告)に関し、総額14億1100万円の増額とした変更内容について、スライド条項に基づく変更額の査定経緯、また、建築基準法関係規定への適合のため必要な変更等(以下、「仕様変更」という。)にかかる金額の算定根拠を追加報告する。

## 2 スライド条項に基づく変更額の査定経緯について

区は、大成建設からの第2回スライド請求を受け、前回第1回スライド請求時からの賃金 及び物価水準の変動(以下、「物価変動等」という。)に係る工事費変更額として、スライド 条項に基づき、12億2775万4千円を算出した。

額の算出に当たっては、物価変動等を反映させる対象である残工事量について、令和9年10月15日を竣工日とした当初契約時の工程計画に基づいたものとしているため、大成建設の責による工程遅延分の工事費変動額(3億1061万8千円)は除外されている(下表参照)。

## 3 仕様変更にかかる金額の算定根拠について

区は、仕様変更にかかる変更額の合計として、約1億8300万円を算出した。仕様変更にかかる各金額の算出にあたっては、当初契約時の工程計画に基づき、大成建設の責による工程遅延が無かったと仮定した際の施工時期における区積算単価(令和4年7月15日の第1回スライド請求時に変更額算出に用いた単価)を用いた。

表 スライド条項に基づく変更額算出のイメージ

